

誓 約 書

平成 年 月 日

(宛先) 江別市長

住所
申請者
氏名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記のことについて誓約します。

1. 申請者が、介護保険法第79条第2項各号のいずれにも該当しない者であること
2. 江別市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第4条各項に規定する事業の一般原則を遵守すること。

【介護保険法第79条第2項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第84条第1項又は第115条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第84条第1項又は第115条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六の二 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第84条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六の三 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

【江別市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例】

- 第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。

役員及び管理者名簿				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所		異動区分及び異 動年月日
	役職名・呼称	TEL	FAX	
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日
	年 月 日			就任・退任 年 月 日

【備考】

- 1 当該法人の役員（注）及び事業所の管理者について記載してください。
- 2 異動区分及び異動年月日の欄は届出にかかる役員の内、就任又は退任のいずれかを○で囲み、その異動年月日を記載してください
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。
- 4 上記内容が全て記載されている場合は、別様式による提出でも差し支えありません。
- 5 上記名簿に記載された者については、暴力団員であるかどうかを確認するため、江別市暴力団排除条例第14条第2項の規定に基づき警察その他の関係機関への照会を行うことがあります。

（注） 「役員」の範囲

- イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者
 ※具体的には理事・監事（社会福祉法人・医療法人・NPO法人、公益法人）、取締役・会計参与・監査役・執行役（株式会社）、社員（合名会社、合資会社、合同会社）などを指します。
- ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者